

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部改正案
についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年10月3日
農林水産省輸出・国際局

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部改正案」について、令和7年6月30日（月）から令和7年8月8日（金）までの期間、e-Govを通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、1者から2件の御意見が寄せられました。

その御意見に対する農林水産省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本省令案につきましては、いただいた御意見を踏まえた修正に加え、一部の技術的な修正を行った上で制定することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

農林水産省輸出・国際局
知的財産課
代表：03-3502-8111
（内線 4281）
直通：03-6738-6169